

山梨県の最低賃金

山梨県内で働く労働者には、下記の最低賃金が適用されます。

最低賃金件名等	時間額	効力発生日
山梨県最低賃金 山梨県内で働く常用・臨時・パートなど全ての労働者に適用されます。 但し、下記の2業種は該当する特定最低賃金が適用されます。	1,052円	令和7年12月1日
特定最低賃金 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,100円	令和8年2月15日
山梨県自動車・同附属品製造業	1,089円	令和8年3月1日

次の手当等は最低賃金に算入しません。

- ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ②時間外・休日・深夜手当
- ③臨時に支払われる賃金
- ④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

特定最低賃金の適用の範囲及び適用除外は以下のとおりです。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

適用の範囲	(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2) 電気機械器具製造業 (3) 情報通信機械器具製造業 (4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)
適用の除外	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。) (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 「業務に主として従事する者」とは、次の①から③の業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。 ①清掃又は片付けの業務 ②手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務 ③手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

適用の範囲	(1) 自動車・同附属品製造業 (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)
適用の除外	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。) (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 「業務に主として従事する者」とは、次の①から③の業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。 ①清掃又は片付けの業務 ②手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レットル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。) ③手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)

詳しくは、山梨労働局ウェブサイトをご覧くださいか、
山梨労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

お問い合わせ先

山梨労働局賃金室	甲府市丸の内1-1-11	(055-225-2854)
甲府労働基準監督署	甲府市下飯田2-5-51	(055-224-5616)
都留労働基準監督署	都留市四日市場23-2	(0554-43-2195)
鰍沢労働基準監督署	南巨摩郡富士川町鰍沢1760-1	(0556-22-3181)
	富士川地方合同庁舎5階	



最低賃金特設サイト 検索



最低賃金引上げの支援策



キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

雇用保険に加入している非正規雇用労働者※の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

※非正規労働者とは有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者

支給額

	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
中小企業	4万円	5万円	6.5万円	7万円
大企業	2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人

活用のポイント

- ・賃金規定等の増額改定する前日までに「キャリアアップ計画」を作成し、労働局へ提出していること
- ・増額改定した日から起算して3ヶ月以上前の日から雇用していること
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象
- ・最低賃金の効力が生じた日以降に賃金規定等を増額した場合は、当該最低賃金に達するまでの増額分は含めません※。

※令和7年12月1日以降は1,052円以降の増額分が対象

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

キャリアアップ助成金 [検索](#)

上記内容は令和8年2月28日現在となっております。詳しくは下記までお問合せください。



お問い合わせ先

山梨労働局職業安定部職業対策課
TEL 055-225-2858

山梨県貴金属製品製造業最低工賃

(改正) 令和7年4月30日発効

品目	作業工程	金額	
ピアス (プレス製に限る)	ろう付け	1か所につき	9円50銭
	石留め(爪留め)	1個につき	13円
リング ペンダント ブローチ イヤリング ピアス	ワックスパターン取り (ゴム型に中子が発生しないもの)	1個につき	9円50銭

備考 品目は、いずれも金製品及び銀製品に限る。